附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月分に係る附則第九条の八第二項、地方税法附則第九条の二の規定により地方税法附則第九条の八第二項の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法附則第九条の二の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法附則第九条の二	